

令和7年4月から

育児休業手当金の延長要件が変わります

育児休業手当金の支給期間は本来1歳の誕生日の前日までとなっていますが、1歳到達時点で保育所における保育の利用を希望し申込みを行っているものの当面その実施が行われない場合、最大で子が2歳に達する日まで延長することができます。

この延長要件について、令和7年4月1日から新たに「**速やかな職場復帰の為に保育所等における保育の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る**」という要件が追加されます。

そのため、令和7年4月1日以降に延長要件に該当し請求を行う方については、従来の提出書類に加え、以下の書類の提出をお願いします。

- **育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書**
- 市町村に提出した保育所等の利用申込書の写し
(当組合のホームページからダウンロードできます)

上記記事に関するお問い合わせは

保健課

☎028-615-7816